

# 「学校いじめ防止基本方針」

習志野市立向山小学校

校長 安村 和晃

# 習志野市立向山小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和5年12月

## 1 基本理念などについて

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止などの対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止などの対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響をおよぼす許されない行いであることについて、児童が十分に理解できるようにする。

さらに、いじめ防止などの対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭、その他関係者の連係の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 学校いじめ対策組織について

### (1) 生徒指導部会

- ①構成メンバーは、校長、教頭、生徒指導主任、各学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭)
- ②毎月1回開催し、全校児童の生活や様子について共通理解を図ると共に必要に応じて対策を話し合うとともに見守り状況を確認する。

### (2) いじめ防止対策委員会

- ①構成メンバーは、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当教員・養護教諭・該当学年職員
- ②いじめが認知された場合は、直ちに対応を協議し、いじめ問題の解消を目指す。

### (3) 拡大いじめ防止対策委員会

- ①構成メンバーは、いじめ防止対策委員、スクールカウンセラー、PTA会長、学校運営協議会委員（主任児童委員含む）、習志野警察署担当者、該当関係機関等、状況に応じて要請する。
- ②重大事態の疑いがあるとき、向山小学校以外とかかわるいじめ問題に関しては、状況により拡大いじめ防止対策委員会を開催し、対応する。

## 3 いじめ未然防止について

- (1) 教育活動全体を通じ全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、おたがいの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめの背景にあるストレスなどの要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切対処できる力を育む。
- (3) 児童会を中心にいじめ防止キャンペーンを行い、いじめ防止についての標語を募集したり、日常の児童会活動や集会を通して全校に呼びかけたりするなど、全校への啓発活動を行う。
- (4) 全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を味わえる学校生活づくり。
- (5) 豊かな心を育むことをねらいとし、1年生から6年生まで毎年10名程の人数で縦割りグループを作り、1年間を通して「なかよし活動」を行う。（全校遠足、運動会、

- 鹿野山セカンドスクールでの山歩き，6年生ありがとう会など)
- (6) 授業参観として、1年間のうち14回は道徳の授業を展開する。
  - (7) 各学年で併設する向山幼稚園と交流教育を行い、学年の実態に応じたやさしい心を育てる。

#### 4 いじめの早期発見について

- (1) 年間3回「生活アンケート(含む;いじめに関する事項)」を実施し、その内容に応じて教育相談を実施する。内容は全職員で共有する。
- (2) 保護者との連携を密にする。(個人面談や保護者会などを通して)
- (3) 休み時間・清掃活動・給食など、授業時間以外の児童の人間関係を観察するなど、日常的にいじめの早期発見に取り組む。

#### 5 いじめの相談・通報について

- (1) 児童がいじめを受けたり見たりした場合に、すぐに担任に伝えるよう指導していく。
- (2) 担任に話しづらい場合は養護教諭など担任以外の教員にも相談してよい事を全校集会や学校だよりなどで伝える。
- (3) 学校の先生に相談できない場合は、スクールカウンセラーやタブレットにあるメール相談なども活用できることを伝える。

#### 6 いじめを認知した場合の対応について

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに事実確認を行う。
- (2) いじめがあると確認された場合は、直ちに「いじめ防止対策委員会」を設置し、対応を協議し、学校長以下すべての教員が的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- (3) いじめ調査の結果は被害者児童、保護者に情報を提供するとともに、加害児童、保護者に通知する。
- (4) いじめの内容によっては、教育委員会に報告するとともに、警察、児童相談所などの関係諸機関との連携を図る。
- (5) いじめへの対応後、いじめが解消するまでは、生徒指導部会で定期的に状況を確認する。

※解消の判断は、行為が少なくとも3か月以上なく、被害者が苦痛を感じなくなっている状況

#### 7 指導について

- (1) 担任は直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童や周囲にいた児童に対して情報収集を綿密に行い、事実を確認し、毅然とした態度で適切に指導するとともにその保護者への助言を継続的に行うなど、組織的な対応を行う。
- (2) 傍観者の立場にいる児童にもいじめているのと同様であることを指導する。
- (3) いじめられている児童の心を癒すため、スクールカウンセラーや養護教諭と連携をとりながら指導を行っていく。
- (4) 家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについて情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすようにする。

- (5) 学校や家庭に話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」などの相談窓口の利用も奨励する。

## 8 重大事態への対処について

- (1) 重大事態とは、いじめの防止等のための基本方針、第28条のとおり、①いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとみとめられるときとして対応をする。
- (2) 重大事態の疑いがある場合に、校長は速やかに習志野市教育委員会指導課に一報し、一報後あらためて報告書を作成する。
- (3) 重大事態の疑いがある場合には、拡大いじめ防止委員を招集し、必要に応じて学校職員以外の委員も調査に加わり、客観的な事実関係を明確にする。
- (4) 重大事態の調査を行った時は、いじめを受けた児童と保護者に対して、調査に係わる事実関係等の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 必要に応じて警察、児童相談所などの関係諸機関との連携を図る。

## 9 公表・点検・評価などについて

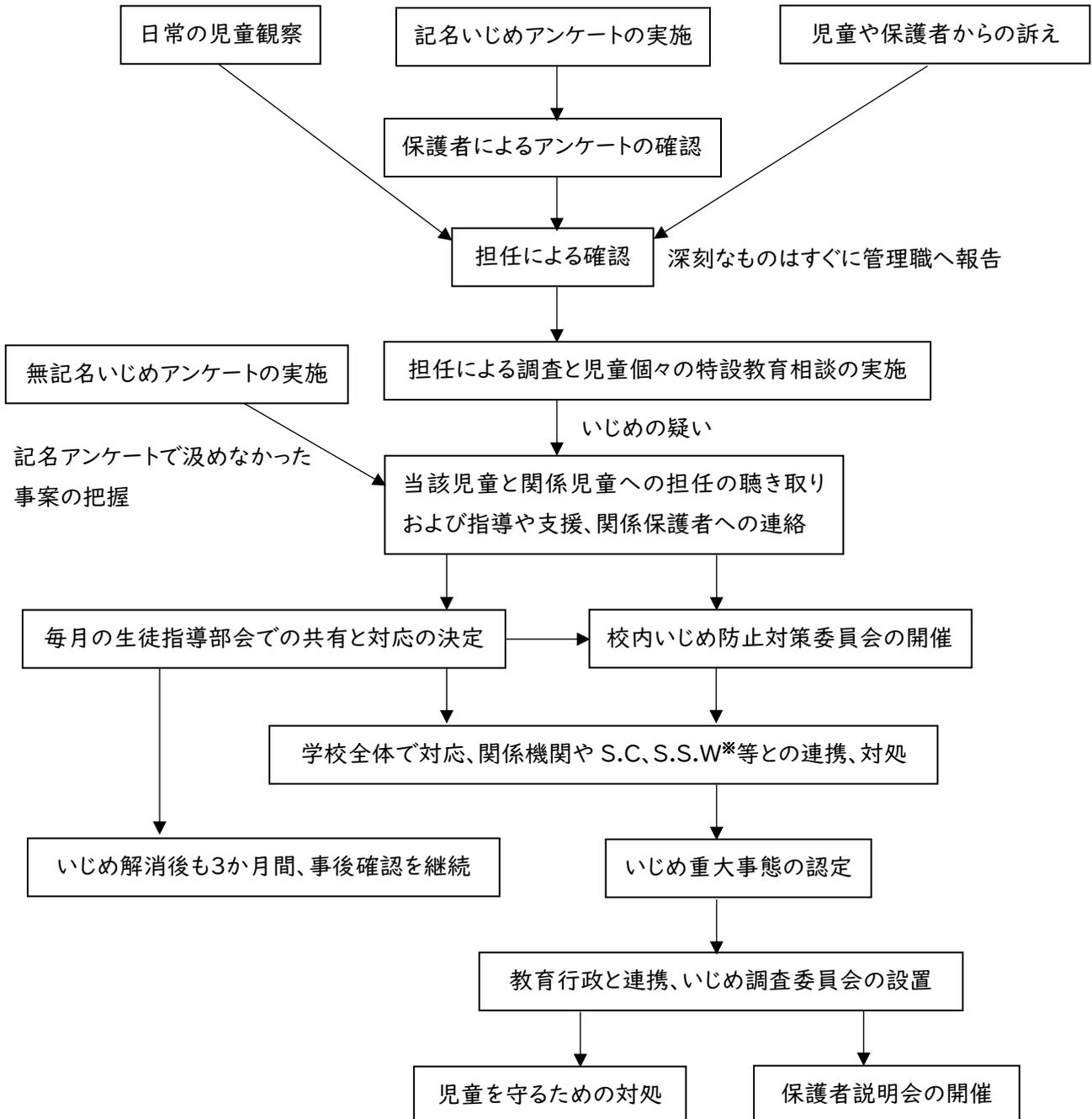
- (1) 習志野市立向山小学校「学校いじめ防止基本方針」の内容については、必要に応じていじめ防止対策委員会で見直し改善していくとともに、学校のホームページで公表する。
- (2) 年度ごとにいじめに関する調査や分析を行うとともに、「学校いじめ防止基本方針」の自己点検を行う。
- (3) 点検の結果を踏まえて「学校いじめ防止基本方針」の改善に取り組む。必要に応じて修正を行う。(PDCAサイクルの確立)

# いじめ発見から対処等のフロー図

習志野市立向山小学校

令和5年12月1日

いじめ対応の概要 … 日常の全職員による児童観察や相談活動の他、年間に記名いじめアンケートと無記名いじめアンケート3回ずつを実施し、アンケートをもとにした教育相談を実施の上、必要に応じ校内組織や関係機関と連携し対処する。



※ S.C スクールカウンセラー S.S.C スクールソーシャルワーカー